

補助対象経費全般にわたる留意事項

以下の経費は、補助対象になりません。

また、計上されている経費の大半が補助対象外である場合、補助事業の円滑な実施が困難であるとして、不採択になりますのでご注意ください。

- 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- 諸経費、会社経費、一般管理費、現場管理費、雑費等詳細が確認できない経費
- フランチャイズ加盟料
- 電話代、インターネット利用料金等の通信費
(クラウドサービス利用費に含まれる付帯経費は除く)
- 商品券等の金券
- 販売する商品の原材料費、予備品の購入費、文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- 飲食、娯楽、接待等の費用
- 不動産の購入費、構築物の購入費、株式の購入費、自動車等車両（事務所内や作業所内のみで走行し、公道を自走することができないもの及び税法上の車両及び運搬具に該当しないものを除く）、船舶、航空機等の購入費・修理費・車検費用
- 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- 日本国等が行う一定の事務に係る役務（登記、登録、特許、免許、許可、検査、検定、試験、照明、公文書の交付等）
- 収入印紙
- 振込等手数料（代引き手数料を含む）及び両替手数料
- 公租公課（消費税及び地方消費税額（以下「消費税等」という。）等）
- 各種保険料
- 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- 事業計画書・申請書・報告書等の事務局に提出する書類作成・提出に係る費用
- 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン及びデジタル複合機、**診療報酬・介護報酬を受ける事業に使用し得るもの**、家具等）の購入費
- 中古市場において広く流通していない中古機械設備など、その価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費（3社以上の中古品流通事業者から形式や年式が記載された相見積もりを取得している場合等は除く）